

# 事業計画

～経営理念～

市民誰もが自分らしく輝き 支え合う 福祉のふるさとづくり

## I 基本方針

平成 16 年 11 月 1 日、行政合併と同時に合併誕生した社会福祉法人雲南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）も、早いもので 10 周年を迎えます。この間には新規の介護保険事業所開設や、市立保育所受託運営など新たな事業にも取り組み、総体的には事業規模、組織体制を拡充しながら今日に至っております。平成 26 年度も引き続き総務部・地域福祉部・在宅福祉部・子育て支援部の 4 部体制により、さらに雲南市民の皆様の暮らしに密着した、幅広く重層的な社会福祉事業を展開してまいります。

まず、そのためにも法人の運営をはじめとした財政課題の克服は喫緊の課題であり、適切な年次計画が不可欠であります。本会では、平成 23 年度において策定した「財政健全化 5 カ年計画」及び「実施方針其の 1」の検証、見直しを図り、平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 ヶ年間の具体計画を「実施方針 其の 2」としてまとめました。したがって、まずは今年度の計画の着実な実践と、進行管理の徹底に努めていくこととします。

さて、少子高齢化や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自死、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は一段と深刻化しています。

このような中、国では昨年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年 4 月施行予定となっております。一方、全国社会福祉協議会では、生活困窮課題の解決に向けた「社協・生活支援活動強化方針」を打ち出し、これを受けた島根県社会福祉協議会は、市町村社協への具体的支援策「実践プラン」を策定しました。

本会はこれらに基づく生活支援活動の強化を目的として、「社協・生活支援活動推進検討委員会」設置し、これまで既存事業の見直しについて検討をいただきましたが、今後の推進方策については今年度での取りまとめを行い、活動強化に反映させていきます。

さらに今年度は、第 3 期雲南市地域福祉活動計画の策定の年です。この計画が市民と行政、社協の協働による行動計画として、時を同じく策定される行政計画である、雲南市総合保健福祉計画の一翼を担う計画となるよう、関係機関との十分な連携を図ります。

次に、入所の待機者が 100 名を超える「特別養護老人ホームえがおの里」において、20 床増床工事が始まります。平成 27 年 4 月 1

日の開所に向けてスタッフ確保と育成、その他各種の開所準備業務を進めます。

最後に子育て支援事業部門において、これまでの雲南市立三刀屋保育所に加え、新たに雲南市立掛合保育所の受託運営をスタートします。「地域とともに健やかに」を保育理念として、保護者の皆さんとの信頼関係を深めるとともに、地元地域の皆さんと一層の連携を図り、子育て支援の中核施設としての責務が果たせるよう努めます。

これら計画策定の背景や主旨、直面する課題等の共通理解を基に、下記のとおり重点事業及び展開方針を定め、経営理念である「市民誰もが自分らしく輝き、支えあう福祉のふるさとづくり」のために邁進致します。

## Ⅱ 平成26年度重点事業及び展開方針

### 1. 「財政健全化5カ年計画」の実践

年度末に策定した「実施方針其の2」による組織、財務、事業それぞれの具体計画の着実な実践を図る。平成26年度では、市補助職員が更に1名減員となりいっそう厳しい運営が迫られるが、各福祉圏域における地域福祉事業の推進拠点である支所及び支所職員2名確保を最重点課題として体制維持に努める。

さらには、平成27年度の改正会計基準移行のための準備事務を計画的に行うとともに、今後の財政計画については、雲南市及び関係機関を含めた協議を早急に始めるものとする。

### 2. 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた事業展開

市民と行政、社協の協働により、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを実現していくため、平成27年度から31年度までを計画期間とする、地域福祉活動の行動計画である第3期雲南市地域福祉活動計画を策定する。

地域支援を担う福祉のまちづくり促進センターは、住民主体の原則に基づき、各地域の住民自治を担う地域自主組織を中核に“その地域ならではの共助”が形成され、これが地域ぐるみで実践されるように、行政と一体となった支援を展開する。

個別支援を担う権利擁護センターは、本所・支所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、生活困窮など多様な生活課題への総合的な相談・支援体制の強化を図り、関係支援機関との連携による、当事者の自立に向けた意欲を喚起していくための支援を展開する。

この二つの支援は、コミュニティソーシャルワークの視点に基づき、個別支援により生活困窮者等の生活を支え、この当事者を地域の一員として包摂し支える地域形成を促す地域支援として展開することで、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを実現していくものとする。

### 3. 介護保険事業の健全経営と、介護予防事業等実践による地域貢献

介護保険 15 事業所において「利用者本位、自立支援、自己決定」を事業活動の基本方針として、安定的な経営を基盤にコンプライアンスの遵守、各種研修の充実を図り、それぞれ提供するサービスの質の向上を目指す。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行にともない 4 月から指定特定相談支援事業所みとやを開設し障害者・障害児等からの相談支援の体制を図る。

また、はつらっデイサービス事業（通所型介護予防事業）や、掛合における居住事業などの受託事業の実施、そして地域包括支援センター（職員 5 名出向）を所管し、総合的な福祉サービスの調整による地域包括ケア推進のための専門業務にあたる。

### 4. 「地域とともに健やかに」を保育理念とした雲南市立三刀屋保育所・雲南市立掛合保育所の受託運営

平成 26 年度は新たに雲南市立掛合保育所の受託運営をスタートする。併せて、掛合子育て支援センター、掛合ファミリーサポートセンター等の附帯事業も引継ぎ実施する。

本会の保育所運営は、故永井隆博士の崇高な精神を保育に反映させる～家族の子、地域の子、世界の子～を保育スローガンに定め、たくましい心豊かな子供の育成に努めることを目標とし事業展開を図る。

## Ⅲ. 事業実施計画

### 1 法人運営事業部門

#### ○ 総務部の運営理念

社協らしさを発揮できる法人の経営基盤の強化を図る。

#### ○ 運営理念達成のための指針

- (1) 総務係：法令遵守のもと、経営基盤の強化を図る。
- (2) 財務会計係：健全かつ安定経営を目指し、適正な財務及び会計管理を行う。

#### 1. 法人運営事業

- (1) 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に努める。

##### ① 各種会議の開催

ア. 理事会（年 7 回予定）

イ. 評議員会（年 5 回予定）

ウ. 三役会（随時）

エ. 理事事業担当部会（随時）

総務企画部会、地域福祉部会、介護保険事業部会、保育事業部会

オ. 地域福祉委員会（年 1 回以上）

理事及び評議員の選出

カ. 企画調整会議（月 1 回）

- キ. 管理職会議ほか
- ② 監事による監査の実施
  - ア. 定期監査（５月）
  - イ. 中間監査（１２月）
- ③ 各種法令に基づく定款、諸規程等の整備及び改正
- ④ 個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築
- ⑤ 職員による内部経理監査の実施
- ⑥ 障がい者雇用の促進
- ⑦ 適正な会計処理の実施
  - 平成 27 年度新会計基準へ移行のための準備

**(2) 法人運営のための財源確保策の強化を図る。**

- ① 社協会費・共同募金配分金・寄附金等自主財源  
賛助会員への協力依頼
- ② 雲南市補助金、負担金、委託料、指定管理料
- ③ 島根県社会福祉協議会受託金
- ④ 介護保険事業介護報酬、利用料等
- ⑤ 財政調整積立金造成等

**(3) 役職員の資質向上のため研修等取り組みの強化を図る。**

- ① 役員を対象とする研修会等の実施と参加
  - ア. 地域福祉推進研修（９月予定）
  - イ. 人権同和問題研修の実施（１２月予定）
  - ウ. 各種外部研修会（県社協）への参加
- ② 職員を対象とする各種研修の実施と参加
  - ア. 人権同和問題・メンタルヘルス研修の実施
  - イ. 福祉職員生涯（新任・中堅等）研修・コミュニティソーシャルワーク研修等への積極的参加
- ③ 職員の資格等取得促進
  - 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、衛生管理者ほか

**(4) 関係機関との共催による総合的福祉事業を実施する。**

- ① 雲南市戦没者追悼式の開催（８月下旬予定）  
主催：市・社協
- ② 雲南市総合社会福祉大会の開催（１０月上旬予定）  
主催：市・社協・民児協・老連
- ③ 第８回雲南市民歳末余芸大会の開催（１２月上旬予定）  
主催：市・社協・山陰中央新報社・J A・商工会

**(5) 各種計画の策定及び具現化に向けた進行管理を行う。**

- ① 財政健全化５カ年計画の進行管理
- ② 一般事業主行動計画の進行管理

(6) 災害救援ボランティアセンター設置運営にかかる調査研究を行う。

市、県社協、本会ボランティアセンター等との連携による活動マニュアルの検証・見直しの実施

(7) 雲南市指定管理者制度による社会福祉施設の管理を行う。

- ① 大東町地域福祉センター
- ② 大東健康福祉センター
- ③ 木次町高齢者コミュニティセンター
- ④ 三刀屋健康福祉センター
- ⑤ 掛合健康福祉センター
- ⑥ 掛合高齢者生活福祉センター
- ⑦ 入間コミュニティセンター
- ⑧ 特別養護老人ホームえがおの里

(8) 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理を促進する。

- ① 衛生委員会の設置（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体）

## 2. 広報・啓発事業

福祉活動への市民参加を促進するため、広報・啓発活動の強化を図る。

- ① 社協だより （12,900部×年4回）
- ② 地域の福祉 （12,900部×毎月）
- ③ ホームページ （随時更新）

## 3. 過疎地有償運送事業

高齢者の日常生活での移動をサポートするため、雲南市地域公共交通総合連携計画に基づき過疎地有償運送事業を吉田福祉圏域で実施する。

## 4. 弔電お供え事業

社協会員の死亡に際し、遺族に弔電を送り弔意を表す。

## 5. “日本赤十字社島根県支部雲南市地区” 運営事業

人道・博愛の赤十字精神に基づいた市地区事業と事務局運営を行う。

- ① 日赤事業の啓発活動の推進
- ② 社費の募集活動の推進（5月）
- ③ 学校や地域へ救急法等研修の斡旋
- ④ 災害時の対応
- ⑤ 義援金活動への協力

## 2. 地域福祉事業部門

### ○ 地域福祉部の事業理念

誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりの実現に向けて、地域住民の「この地域で安心して暮らし続けたい」の願いを支えていくこと。  
そのために必要な自助・共助・公助による支援体制をつくること。

### ○ 地域福祉事業の指針

- 1 地域でその人らしく暮らし続けることを支援するものであること。
- 2 地域で暮らし続け、社会的に包摂される環境づくりを行うものであること。
- 3 共生の文化をもつ、支え合う福祉コミュニティづくりを行うものであること。

### 1) 福祉のまちづくり促進センター

#### ○ 福祉のまちづくり促進センター運営方針

～市民と共に目指す安心して暮らし続けられる共助の地域づくり～

地域で発生する生活課題など「生活のしづらさを感じる課題」への気づきを促し、地域全体での共有を進める。

そして、その課題解決に向けた共助による諸活動が地域の主体性に基づき形成され、地域住民を主体者として実践されるよう、地域援助技術により支援していく。

そして、その活動実践による地域の共感（経験知）を積み重ね、社会的包摂を可能とする、安心して暮らし続けられる地域社会の形成を目指す。

#### ○ 実施事業

##### 1 福祉教育の推進

学校や地域を対象に福祉の学びの場を提供し、暮らしに根ざした福祉活動の実践を促す。そして、活動実践を通じた支え合いへの共感を喚起し、住民が主体者となる福祉活動の基盤づくりを目指す。

- (1) 学校を中心とした福祉教育
  - ① 福祉学習ガイドの作成
  - ② 福祉学習の実践支援（随時）
  - ③ サマーボランティアスクールの開催
- (2) 地域を基盤とした福祉教育（小地域福祉活動振興事業として実践）
  - ① 出前講座活用ガイドの作成
  - ② 地域福祉の研修支援（随時）
  - ③ 新ふるさと福祉学習推進事業（県社協補助事業）の実施

##### 2 小地域福祉活動の振興

住民主体の原則に基づき、その地域の住民自治を担う地域自主組織を中核とした“その地域ならではの共助”が実践されるよう、地域をフィールドとした地域援助技術の実践を目指す。

- (1) 組織運営の支援
  - ① 意見交換会議（巡回又は会議形式）
  - ② 赤い羽根地区福祉委員会活動助成
  - ③ ふれあい・いきいきサロン活動助成
  - ④ 新ふるさと福祉学習推進事業（県社協補助事業）モデル地区助成（2地区）
- (2) 活動実践の支援
  - ① 活動情報交換会議（内容によりボランティア活動の振興事業と連動）
  - ② 出前講座活用ガイドの作成
  - ③ 地域福祉の研修支援（随時）
  - ④ 新ふるさと福祉学習推進事業（県社協補助事業）モデル地区活動支援

### 3 ボランティア活動の振興

活動実践者の参画によるボランティアセンターを中核として、支え合いへの共感を基本とした“ボランティアならではの共助”が充実していくよう、活動実践者との協働による活動支援を目指す。

- (1) ボランティアセンターの運営
  - ① ボランティアセンター運営委員会（年2回）
- (2) ボランティア活動の実践支援
  - ① ボランティア活動相談・支援
  - ② 活動分野別情報交換会議（研修事業併催）

### 4 住民参加による地域生活支援事業

協議会である“社協の強み”を活かした、市民ボランティア、行政、関係機関等によるプラットフォーム（協働の場）を形成し、住民参加と協働による相乗効果を活かした地域生活支援事業の展開を目指す。

- (1) 食の自立支援給食・配食サービス事業（市受託事業）  
地域自主組織、配食ボランティアなどの協力により実施
- (2) 認知症徘徊 SOS ネットワーク事業（市受託事業）  
登録会員・事業所の協力により実施
- (3) 地域子育て支援事業  
地域自主組織、NPO、子育て支援センター、民生児童委員、子育てサロンボランティアなどの協力により実施
- (4) 音訳広報事業  
市内6福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力により実施
- (5) 郵便による見守り安否確認事業  
郵便局、事業所、市民ボランティアなどの協力により実施

### 5 民生児童委員協議会の活動支援

地域福祉活動の一翼を担う雲南市民生児童委員協議会の活動を支援することで、地域に根ざした福祉活動の充実を目指す。

- (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援
  - ① 事務局業務（本所担当）
- (2) 6単位法定民生児童委員協議会活動支援
  - ① 事務局業務（各支所担当）

## 6 雲南市共同募金委員会の運営

地域課題の解決に必要な地域福祉活動の必要性を社会に啓発し、市民の共感に基づく募金活動を展開する。寄付金は住民福祉活動の振興に活用することで、募金活動への理解を深め、寄付の文化の振興による地域福祉の活動基盤づくりを目指す。

### (1) 雲南市共同募金委員会の運営

- ① 会務の運営
- ② 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
- ③ うんなん手のひら募金の実施（1月1日～3月31日）
- ④ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
- ⑤ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

## 7 第3期雲南市地域福祉活動計画の策定

第3期雲南市総合保健福祉計画と連動した民間地域福祉活動の行動計画である、第3期雲南市地域福祉活動計画を策定し、市民と行政と社協が一体となった地域福祉活動の推進を目指す。（計画期間：平成27年度から31年度まで）

### (1) 地域福祉活動計画の策定

- ① 策定委員会の設置・開催
- ② 地域福祉活動計画冊子の編集・作成

## 2) 権利擁護センター

### ○ 権利擁護センター運営方針

～地域で自分らしく安心して暮らし続けられる生活支援体制づくり～  
生活困窮など多様な生活課題を抱える地域住民の相談をまずは受け止める。

そして、課題の緩和・解決に必要な関係支援機関等とのプラットフォーム（協議の場）を形成し、支援方針の共有に基づく一体的な支援を進める。

そして、当事者の自立に向けた意欲を喚起し、地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域社会やボランティアなど共助による支援との連携を図り、当事者が地域で包摂される生活支援を目指す。

### ○ 実施事業

#### 1 相談体制の整備

あらゆる生活支援活動の出発点として、地域住民の多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、その原因を見極め、解決に必要な支援体制の形成を目指す。

##### (1) 身近な相談窓口事業

本所・支所に配置したコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）による総合的な相談への対応

##### (2) くらしの相談事業（無料・予約制）

- ① 弁護士相談（毎月第2木曜日）
- ② 司法書士相談（毎月第4金曜日）



(3) 小地域ネットワーク事業

CSW と民生児童委員、地域自主組織福祉部等との連携によるニーズキャッチと対応

## 2 自立生活支援制度（各種生活資金の貸付等）の活用

経済的困窮のみならず、当該世帯の生活困窮状態を構成する複合的・構造的な課題を明らかにし、困窮状態の緩和・解決に向けた支援方針に基づく生活資金の活用を目指す。

- (1) 生活福祉資金貸付事業（実施主体：県社協）
- (2) 民生融金貸付事業

## 3 権利擁護体制の充実

判断能力が低下した方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域で自分らしく安心して暮らし続けられるために、地域で包摂される環境づくりと伴走型の支援を目指す。

- (1) 日常生活自立支援事業（実施主体：県社協）
  - ① 要支援者に対する生活支援
  - ② 生活支援員研修会の開催
  - ③ 利用料助成
- (2) 法人後見事業（法人による成年後見制度への取り組み）
  - ① 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援
  - ② 運営委員会の開催
  - ③ 受任審査会の開催

## 4 当事者組織等の支援

当事者組織等の主体性を尊重した側面的な支援により、当事者相互の福祉向上と組織活動を通じた当事者に関する福祉の推進を目指す。

- (1) 当事者活動支援事業（事務局）
  - ① 雲南市母子会
  - ② 雲南市手をつなぐ育成会
  - ③ 雲南市身障者協会
  - ④ 被爆者協会（木次・吉田圏域）
- (2) 当事者活動助成事業

## 5 社協・生活支援活動の強化

行政や関係団体等で構成する「社協・生活支援活動推進検討委員会」により、生活困窮など新たな生活・福祉課題の緩和・解決に適確に対応できる社協の事業展開のあり方を明確にし、生活支援活動の充実と強化を目指す。

- (1) 社協会長の諮問に対する答申
  - ① 検討プロジェクト部会の開催
  - ② 社協・生活支援活動推進検討委員会の開催

### 3. 在宅福祉事業部門

＜在宅福祉部基本理念＞

「利用者本位」 「自立支援」 「利用者による選択（自己決定）」

＜重点実施項目＞

#### 1. 役・職員が一体となった健全経営の実践と法令遵守の徹底

- (1) 介護保険事業部会と連携を図り、事業所訪問等一体感の醸成を図る。
- (2) 新会計基準への移行を踏まえ、独立採算制による経営意識の改善に努める。
- (3) チームケアを実践するため職員間のコミュニケーションを密にし、交通事故、介護事故ゼロへの挑戦。

#### 2. 処遇改善の推進と労働環境の整備

- (1) 処遇改善加算等の制度を継続活用し、魅力ある職場、労働環境の整備に努める。
- (2) 衛生委員会の設置により、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場環境の形成に努める。

#### 3. 地域貢献事業の推進

各事業所が専門性を活かしたさまざまな地域貢献事業を実施することにより、地域住民から信頼と期待される福祉サービスの拠点づくりを目指す。

#### 4. えがおの里増床に向けた人材育成と確保

- (1) 開設予定  
平成27年4月1日（ユニット型20床）
- (2) 職員体制
  - ユニットリーダー 2名
  - サブリーダー 2名
  - 介護職員 7名（新規採用及び内部登用にて対応）
  - 職員採用計画 平成26年10月1日採用予定  
平成27年4月1日採用予定
  - 介護職員の喀痰吸引等医療補助行為が実施できる体制整備を図るため、認定特定行為業務従事者研修等への参加を計画的におこなう。

在宅福祉部の各事業の事業計画は次のとおりとする。

#### 在宅福祉課

##### 《通所型介護予防事業（はつらっデイサービス・二次予防事業）》

家に閉じこもりがちな高齢者、要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者のうち特定高齢者を対象に、①運動器の機能向上②栄養改善③口腔機能の向上④うつ予防⑤認知症予防⑥閉じこもり予防等の各プログラムを、雲南市地域包括支援センターと連携を図りながら市内全域で実施する。

また、各交流センターやボランティアなど、地域のご協力をいただきながら高齢者の生きがいと社会参加を促進することにより、社会的孤立感の

解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるよう、積極的に事業を展開する。

- ・市内を28カ所に区分し、交流センターなどが会場
- ・一人当たり 月3回のサービス提供
- ・利用料 1回につき1,000円（昼食と車での送迎を含む）

#### 《雲南市包括支援センターへの職員出向》

地域包括ケアの一翼を担うため引き続き5名の専門職員（看護師3名、社会福祉士2名）を雲南市包括支援センター（大東・三刀屋）に出向する。

#### 《介護職員初任者研修事業の実施（雲南広域連合委託事業）》

介護人材養成の体系が変わり、研修から資格取得までのキャリアパスを図る途として初任者研修から実務者研修、介護福祉士までが一本の線につながる形となった。

本会では、雲南広域連合からの委託事業として介護保険事業所の福祉人材育成を目的として介護職員初任者研修事業を実施する。

### 大東介護事業所

#### 《訪問介護事業所おおぎ》

営業日：年中無休

サービス提供時間：午前7時から午後7時

- 生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。
- ◇個別ケアの実施とサービスの質の向上に努める。

#### 《通所介護事業所おおぎ》 \*定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施
- ◇明るく笑顔を大切にして、心地よい居場所づくりに心がけ、皆様から「おおぎを利用して良かった」と思ってもらえるようなサービス提供に努める。
- ◇事業所内での研修を定期的実施しチーム全体の質の向上に努める。

#### 《訪問入浴介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

- 地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）
- ◇住み慣れた地域とご家族の中で、個々の状況に合ったサービス提供ができるよう、職員間の連携と質の向上に努める。

#### 《居宅介護支援事業所おおぎ》

事業の実施地域：大東町

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
- ◇専門的な知識や技術習得を図り、それらを活かした良いプランの提供ができるよう努める。
- ◇安心して自宅での生活が送れるように支援する。

### 三刀屋介護事業所

#### 《訪問介護事業所みとや》

営業日：年中無休

サービス提供時間：午前7時から午後7時

- 生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。
- 指定特定相談支援事業所みとやの開設。
  - ◇地域の中でその人らしく生活ができるように支援する。
  - ◇事業所内において職員個々の研修計画に基づき、積極的に各種研修会への参加を行う。

#### 《デイサービスセンターみとや》 \*定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施
  - ◇各職員が基本理念を理解した上で、利用者の多様なニーズに対応していけるよう個別援助の提供と職員の自己研鑽による資質の向上を図る。
  - ◇生活リズムを整えることにより、活動意欲の向上、健康状態の維持が図れるよう様々なメニューを用意したサービスの提供に努める。

#### 《デイサービスセンター陽だまりの家》 \*定員12名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

\*地域密着型サービス事業

- ◇「個別支援」「尊厳」を基本として、より高い専門性をもって個別援助に対応する。
- ◇ご家族の皆様の思いを理解するために介護者の集いを開催し、リフレッシュしていただけるよう努める。

#### 《デイサービスセンターなかの》 \*定員10名

営業日：月曜日から金曜日

サービス提供時間：午前9時20分～午後4時30分

- ◇利用者の意思や人格を尊重し、地域で安心して暮らせるようサービス提供に努める。
- ◇地域の方との交流や、季節にあった行事を取り入れコミュニケーションを図る。

#### 《居宅介護支援事業所みとや》

事業の実施地域：木次町・三刀屋町

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
  - ◇利用者及び家族の希望を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう居宅サービス計画の作成を支援し、サービス事業者や医療機関との連携を図り、必要なサービス調整を図る。
  - ◇サービスの質の向上のために専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。

## 掛合介護事業所

### 《訪問介護事業所かけや》

営業日：年中無休

サービス提供時間：午前7時から午後7時

- 生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。
- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護。
  - ◇利用者・家族の目標に向かって一緒に考え、支援することで生活意欲の維持・向上につながる介護に努める。
  - ◇コンプライアンスマニュアルに基づく事業所内での法令順守の徹底。

### 《好老センター通所介護事業所》 \*定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：午前9時30分～午後4時40分

- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施。
  - ◇事業所の基本理念に基づき、ご利用者様の立場に立った支援介護を行い、住み慣れた地域と家族に中で安心して暮らしていただけるような支援を心掛ける。
  - ◇職員一丸となって「安心」「安全」な事業所づくりを目指す。

### 《居宅介護支援事業所かけや》

事業の実施地域：吉田町・掛合町

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
  - ◇住み慣れた地域での生活が安心して継続できるよう、相手の立場に立った理解が出来必要なプランが提供できるように努める。
  - ◇専門的な知識や技術の習得を積極的に行いより良いプランの提供ができるよう努める。

### 《高齢者生活福祉センター（居住）》 \*定員10名

- 生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）の実施
  - ◇日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間の居住提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、社会的孤立感を解消する。

## 小規模多機能型居宅介護事業所

### 《小規模多機能型居宅介護ふれあいセンター》 \*登録定員25名

（通い定員\*15名 ・泊り定員\*6名 ・訪問）

\*地域密着型サービス事業

- ◇利用者の心身状況や環境に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供することで、住み慣れた地域にいつまでも暮らせるように支援する。
- ◇コミュニケーションを大切にし、個々の思いや希望に向き合いニーズに即したサービス提供に努める。

## えがおの里

- 《特別養護老人ホームえがおの里》 \*定員50名  
(内ユニット型\*20名)
- 《短期入所生活介護事業所えがおの里》 \*定員6名  
(空床利用有)

#### <施設目標>

雲南市社会福祉協議会の理念と、在宅福祉部の基本理念をよく理解して、具体的な目標を掲げ、取り組みを進めることで入居者様の処遇向上と地域社会への貢献を果たしていく。

- 個別処遇の維持・向上（ケアプランの充実と実現）
  - ◇笑顔ミーティングの開催（毎日）
  - ◇担当者会議へのご利用者様、ご家族様の参加
  - ◇業務改善
- 自立支援
  - ◇理論に基づく根拠ある介護の実践（アセスメント：援助・支援）
  - ◇機能訓練
- 尊厳の保持
  - ◇選択できる生活
  - ◇個別ケアの向上
- 施設外研修への積極的参加と復命研修の開催
  - ケアの見直し改善による個別処遇の向上
- 施設内研修の開催
  - 各委員会を中心に職員の専門性を養う研修会を開催する。
- 介護支援専門員・介護福祉士等資格取得に向けた勉強会の実施

## 4. 保育所受託運営事業部門

### I 雲南市立三刀屋保育所保育業務

#### 1. 運営方針

- (1) 子どもの変容は、保護者の変容につながり、保護者の変容は地域を変えていくことを念頭に置き、保護者、地域の信頼・連携を図りながら一体となって相互補完の養育・教育を推進していく。
- (2) 永井隆博士が残された崇高な精神を保育に反映させるべく「家庭の子・地域の子・世界の子」をスローガンに“たくましく心豊かな子どもの育成”に努める。
- (3) 年度中途に入所を希望される児童について、法人設立の趣旨にのっとり、待機児童の減少となるよう可能な限りの対応を図っていく。

#### 2. 保育の理念、保育目標、経営方針

##### 〈保育理念〉

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

##### 〈保育目標〉

たくましく心豊かな子どもを育む

##### 〈経営方針〉

- ① 子どもの人権を尊重し、一人一人の子どもが、健康で安全な生活ができる環境をつくり、心の健全な発達を図る。
- ② 一人一人の子どもの特性や発達及び心の育ちを踏まえ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう養護と教育を一体的に展開していく。
- ③ 家庭や地域社会と連携を深め、総力で保育・子育て支援の充実を図る。
- ④ 保育士は常に研修を積み重ね、省察しながら、状況に応じた判断と保護者等への相談・助言ができるような人間性と専門性の向上に努める。また、チームとしての保育所全体の保育力が向上するように務める。
- ⑤ 障がいのある子どもの保育にあたっては、障がいの程度に応じた保育ができるよう専門機関の指導や助言を受け、保護者との連携を密にした適切な対応に務める。
- ⑥ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開できるよう、食にかかわる体験など、食育を通して心身の調和のとれた発達を促す。
- ⑦ 就学に向かって、小学校との連携を積極的に深める。

#### 3. 児童数

在籍児童(予定)

- ・平成26年4月1日在籍者数 129名 (25年度125名)
- ・平成27年3月末日在籍者数 140名 (25年度137名)

#### 4. 職員体制（4月1日現在）

常勤職員 28名（25年度 27名）

・所長1名、主任保育士1名、保育士20名、看護師1名、  
栄養士2名、調理員1名、事務員2名

嘱託医2名、嘱託歯科医1名

児童数の増加に伴い、正規保育士2名を採用

#### 5. 職員の処遇改善

昨年度に引き続き雲南市による保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の交付が見込まれるため、掛合保育所勤務職員との均衡も図りつつ、一時金により処遇改善を図る。

#### 6. 保育時間

(1) 平日 午前7時30分～午後6時30分

(2) 土曜 午前7時30分～午後6時

(3) 延長保育 平日 午後6時30分～午後7時

#### 7. 年間行事

4月 入所式・交通安全教室

5月 親子バス遠足・野菜の苗植え

6月 笹巻き作り・歯科検診・虫歯予防教室

7月 プール開き・七夕会・保育公開・聴力検査（4・5歳）

8月 夏まつり

9月 祖父母公開保育・交通安全教室・内科検診・聴力検査  
（5歳）

10月 家族運動会・芋ほり・バス遠足

11月 雲南保育研究会公開保育・バス遠足・焼芋パーティ

12月 クリスマス会・コンサート

1月 新年の集い・餅つき大会

2月 節分の集い・発表会

3月 ひな祭り会・お別れお楽しみ会・修了式・内科検診

毎月 誕生会・避難訓練・手作り弁当の日・食育の集い・おは  
なしの日・発育測定・保育所1日開放日

年2回 保護者個別面談

#### 8. 給食・保健衛生の取り組み

(1) 食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。

(2) 地域の皆さんの協力を得ながら、無償で借り受けている畑を活用して、所児による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。

(3) 看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。



- (4) 嘱託医による保護者への講話など、保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。

## 9. 子育て支援活動

- (1) 子育て支援の中核施設としての役割を果たすため、保育所一般開放日を設け、保育所体験や育児相談等に取り組む。
- (2) 保育所の特性や保育士の専門性を生かし、保護者への支援を行う。
- (3) 幼稚園、小学校や地域住民の皆さんとの交流を積極的に行う。

## 10. 職員の養成、実習生の受け入れ等

- (1) 全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- (2) 研修計画を定め、所内研修、所外研修を実施する。
- (3) 職員会議を月1回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- (4) 保育所自己評価を実施し、保育の質の向上に取り組む。
- (5) 保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。
- (6) 掛合保育所とも連携をしながら情報交換、情報の共有、保育の質の向上を目指して努力する。

## 11. 苦情処理について

雲南市立保育所苦情相談解決実施要綱に基づき、第三者委員や相談体制についての周知を行い、対応を図っていく。

# II 雲南市立掛合保育所保育業務

## 1. 運営方針

今年度、雲南市から受託した掛合保育所保育業務について、法人の設立趣旨に基づいた保育所運営に努める。

## 2. 保育の理念、保育目標、経営方針

～地域とともに健やかに～

### 〈保育理念〉

- ☆ 入所児童及び地域の子どもたちの健全な人間育成を図るため、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- ☆ 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもたちの発達を促す。

### 〈保育目標〉

- ☆ 心身ともにたくましい子
- ☆ 心豊かで思いやりのある子
- ☆ 自分らしさを発揮し、意欲的にあそぶ子

### 〈経営方針〉

- ① 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努める。
- ② 養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力をはぐくむことを基本として、その健やかな育ちを支える。
- ③ 子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とよりよい関係を築きながら、子ども達の育ちや子育てを支える。
- ④ 一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知りえた個人の情報や秘密を守る。
- ⑤ 職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図る。
- ⑥ 日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場にたってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動する。
- ⑦ 地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努める。
- ⑧ 研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たす。

### 3. 児童数

在籍児童(予定)

- ・平成 26 年 4 月 1 日在籍者数 96 名
- ・平成 27 年 3 月末日在籍者数 103 名

### 4. 職員体制(4月1日現在)

常勤職員 25 名(24年度 25 名)

- ・所長 1 名、主任保育士 1 名、保育士 12 名、看護師 1 名  
栄養士 1 名、調理師 3 名、事務員 1 名

嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名

一時預かり担当保育士 1 名

乳幼児健康支援一時預かり担当保育士 1 名

ファミリーサポートセンター

アドバイザー 1 名

子育て支援センター

子育て支援員 2 名

## 5. 職員の処遇改善

雲南市の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について、三刀屋保育所勤務職員との均衡を考慮しながら、賞与の増額により処遇改善を実施する。

## 6. 保育時間

- (1) 平日 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
- (2) 土曜 午前 7 時 30 分～午後 6 時
- (3) 延長保育 平日 午後 6 時 30 分～午後 7 時

## 7. 年間行事

定例 誕生会、避難訓練、身体計測、保育所開放デー、交通安全教室

- 4 月 入所式
  - 5 月 親子遠足、野菜づくり、歯科検査
  - 6 月 保育参加日、尿検査、寄生虫検査、小保連絡会
  - 7 月 夏祭り、プール遊び、川遊び
  - 8 月 プール遊び、川遊び
  - 9 月 親子運動会、
  - 10 月 収穫祭 祖父母参加日、ふるさと祭り太鼓参加
  - 11 月 地域老人さんとの交流会、健康診断
  - 12 月 クリスマス会 夢の子発表会
  - 1 月 新春もちつき会
  - 2 月 節分、就学前保育参観と小保連絡会
  - 3 月 ひなまつり、一日入所、お別れ会、修了式
- その他、おさんぽデー、あったかご飯の日、お楽しみバイキング  
手作り弁当の日、小・中・高校・地域の方との交流会、  
四校連絡会、クラス懇談

## 8. 給食・保健衛生の取り組み

- (1) 食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- (2) 地域の皆さんの協力を得ながら、所見による野菜栽培活動等を通じた食育の強化を図る。
- (3) 看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。
- (4) 嘱託医による保護者への講話など、保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。

## 9. 特別保育事業

- (1) 一時預かり事業  
家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

- (2) 延長保育事業  
仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。
- (3) 乳幼児健康支援一時預かり事業  
病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

#### 10. 職員の養成、実習生の受け入れ等

- (1) 全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- (2) 研修計画を定め、所内研修、所外研修を実施する。
- (3) 職員会議を月1回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- (4) 保育所自己評価を実施し、保育の質の向上に取り組む。
- (5) 保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

#### 11. 苦情処理について

雲南市立保育所苦情相談解決実施要綱に基づき、第三者委員や相談体制についての周知を行い、対応を図っていく。

#### 12. 雲南市掛合子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

#### 13. 雲南市掛合ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

以 上